

公園使用許可申請書

年 月 日

藤井寺市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

生年月日 年 月 日

性 別 男 ・ 女

職 業

電話番号

次のとおり公園使用の許可を受けたいので、申請します。

1. 公園名	
2. 所在地	
3. 使用目的及び内容	
4. 使用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
5. 使用人員	名

藤都農第 号

様

上記の申請は、下記の条件を付して許可します。

年 月 日

藤井寺市長

印

許 可 条 件	1. 使用目的以外の用途に使用しないこと。 2. 園内施設その他を損傷又は汚損しないこと。 3. 園内施設その他を損傷又は汚損したときは、許可を受けた者が自己の費用をもって直ちに原状回復すること。 4. 使用后、園内の清掃を実施すること。また、ゴミは、持ち帰ること。 5. 許可を受けた者が第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決すること。 6. 付近住民に迷惑をかけること。 7. その他（ ）
------------------	--

使用料徴収の有無	無料	有料（ 円）
----------	----	--------

※ 記載された個人情報、藤井寺市暴力団排除条例に基づき、警察への照会に使用することがあります。
 ※ 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認めるときは許可しません。また、許可後、暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると判明したときは、許可の取消しを行います。

1 (審査請求)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、藤井寺市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 (取消しの訴え)

(1) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、藤井寺市を被告として（藤井寺市長が代表者となります。）、裁判所に対し、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) (1)の期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に対し処分の取消しの訴えを提起することができます。